

固定資産所有者の人へ

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

平成27年度の土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

▼場所 財務課税務室

▼問合せ先 財務課税務室
☎ 26・2237（直通）

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、適正な評価額であるかを判断するための制度です。

土地の納税者は土地、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

▼期間 4月1日④～30日⑤（土・日曜日、祝日は除く）

▼価格等縦覧簿の記載内容 町内の土地や家屋の評価額（所有者の住所や氏名など個人情報記載されていません）

▼縦覧できる人 納税者、納税者の委任を受けた人

▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状

課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に本人の資産が記載された部分を確認するためのものです。

課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書にも記載してあります。

▼期間 4月1日④～平成28年3月31日⑤の役場開庁日

▼課税台帳の内容 固定資産の価格と税額

▼閲覧できる人 固定資産の所有者、納税管理人、賃借人、これらの人から委任を受けた人

▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書

▼手数料 300円

※縦覧期間中は無料



農振除外の申請は年に一度です

申請受付は4月中

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。

町の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。

しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものに限り、農用地区域からの計画変更（除外・編入）をすることが認められています。町では、年1回4月に受付けています。期限内に申請してください。

申請は3月31日④まで

紙おむつなどの購入費を助成しています

町では紙おむつや尿取りパットの費用を助成しています。

▼対象者 吉岡町在住・在宅で、常時紙おむつを使用し、次のいずれかに該当する人

・65歳以上で要介護3以上の人
・3歳以上で身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちの人

▼上限額 1万円

なお、申請しても計画変更の要件がすべて満たされなければ除外はできません。

また、過去に除外をされ、現在農地転用をしていない土地をお持ちの人は、新たに申請しても承認できないことがあります。

▼申請期間

4月1日④～30日⑤

役場開庁時間内（※平日午前8時30分～午後5時15分）

※受付期間外の申請は、受理できません。

▼受付・問合せ先

産業建設課 産業振興室

☎ 26・2280（直通）

▼申請方法 申請書と平成26年10月1日から平成27年3月31日までの日付の領収書を提出。

※申請書は福祉室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードもできます。

▼提出・問合せ先

健康福祉課 福祉室

☎ 26・2247（直通）

月額400円でよりお得に

国民年金付加保険料のご案内



将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者等)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。

付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。なお、国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入をご希望の人は、健康福祉課保険室または年金事務所へお申出ください。

●付加保険料を5年納めると

400円 × 5年(60月) = 24,000円

●受けとる付加年金額

1年間 200円 × 5年(60月) = 12,000円

3年間 12000円 × 3年(36月) = 36,000円

生涯上乘せだから大変お得!

国民年金の加入について

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれています。

第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の人など。

加入手続きは自分で役場の国民年金担当窓口で行う。

第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している人。加入手続きは勤務先が行う。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。

加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行う。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室

☎ 26・2249

渋川年金事務所 国民年金課

☎ 22・1607

平成27年度も実施します

窓口時間延長サービス



仕事などのため、役場開庁時間内に来庁することが難しい人へのサービスとして、一部窓口業務の時間延長を実施しています。

▼日時 毎月第1・第3月曜日の午後6時まで

※月曜日が祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日。

※広報のスケジュールカレンダーに掲載します。

▼実施窓口 町民生活課 町民サービス室

▼問合せ先 町民生活課 町民サービス室

☎ 26・2244 (直通)

▼業務内容 戸籍・除籍謄抄本・その他戸籍証明書・住民票謄抄本・印鑑証明書・印鑑登録証交付・身分証明書などの諸証明書(町制施行証明書)

※印鑑証明書と町制施行証明書以外は、本人確認が必要です。写真付きの官公庁発行の身分証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど)をお持ちください。

▼問合せ先 町民生活課 町民サービス室

☎ 26・2244 (直通)

よしおかひと昔 野田宿の屋号看板



伊香保路の重要な宿場町だった「野田宿」の街道に、屋号の看板が並んでいます。

各種商家が軒をつらねた江戸時代、桶屋や足袋屋などとして使用されていた屋号は、同じ氏が多い上野田地域で重宝されました。

平成十八年一月に、「歴史ある野田宿に住む誇りや郷土愛から、地域のつながりを深めよう」と、まちおこし実行委員会がたちあがり、ボランティアで手作りされた看板は、個性ある景観となっています。

この「一」は今回が最終回です。

結果はホームページをご覧ください

放射線量測定結果の公表について

町では平成23年10月より町内13カ所において放射線量を測定し、広報とホームページ上で結果を公表してきました。

測定開始以来、基準を超える値は検出されず、開始直後に比べ値が下降し、安定しているこ

とから、広報での公表は3月号で終了します。

測定は今後も継続して行い、ホームページ上で公表します。

▼問合せ先

町民生活課 生活環境室
☎ 26・2243（直通）

2年ごとの登録が必要です

平成27・28年度 小規模工事等登録のご案内

この登録は、町が発注する小規模な工事・業務委託・建設資材や物品の購入などの契約のうち、「小額で、内容が軽易な契約を希望する人」を業種別に登録し、発注時に業者選定の対象とします。

〔工事〕130万円以下、財産（物品）80万円以下、その他50万円以下などの案件で随意契約できる工事など）

なお、登録申請の書類審査に合格し、申請書が受理された場合、改めて通知はされません。登録後に契約相手として不適当と認められた場合のみ、登録を抹消し通知します。

▼登録対象者

吉岡町の競争入札参加資格審査申請（電子申請）をしていない人で吉岡町に住所を有する個人または法人。

※前回登録していても、改めて登録が必要です。

▼申請方法

申請書と関係書類を財務課財政室に提出。申請書は、町ホームページからダウンロードまたは役場財務課・町商工会の窓口にあります。

▼受付期間

3月9日（月）～27日（金）
▼有効期間 平成27年4月1日～29年3月31日

▼受付・問合せ先

財務課 財政室
☎ 26・2236（直通）

ご意見を募集します

吉岡町都市計画マスタープラン中間見直し

町の都市計画の基本的な指針となる吉岡町都市計画マスタープランは、平成13年3月に策定され、その目標年次は平成32年となっています。しかし、策定から10年以上が経過し、社会情勢が変化したため、中間見直しが必要になりました。この見直しに対する町民皆さまのご意見を募集します。

▼募集期間

3月27日（金）まで
▼応募方法 町ホームページ掲載の用紙または任意の用紙に住所、氏名、ご意見を記載してください。

▼提出方法

郵送（3月27日当日消印有効）、FAX、または窓口へ直接持参

▼閲覧場所 役場産業建設課都市建設室窓口、または町のホームページ。
※提出と閲覧は、役場開庁時間（平日午前8時30分から午後5時15分）にお願いします。

▼公募結果 結果公表の際は、個人情報公表はしません。また、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

▼提出・問合せ先

産業建設課 都市建設室
〒370・3692
吉岡町下野田560
☎ 26・2278（直通）
FAX 54・8681

町道をより安全に

電源立地地域対策交付金で舗装補修

町では、電源立地地域対策交付金事業により南下地内の町道大久保・山子田線（約174m）を補修し、路面損傷による騒音・振動の解消や危険個所の改善を行いました。

※電源立地地域…発電所などが存在する市町村とその周辺の市町村



今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢保険料

9期

納期限3月31日※

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

都合のよい会場へお越しください。
会場では、常に飼い主が犬をおさえられる
ようにしてください。



実施日	実施会場	時 間
4月4日 (土)	小倉集会所	9:00~ 9:40
	小井堤町コミュニティセンター	9:50~10:10
	上野田集落センター	10:20~10:40
	吉岡町役場北駐車場	10:50~11:30
	木戸集落センター	11:40~12:00
	下八幡神社	13:10~13:30
	陣場公会堂	13:40~14:00
4月18日 (土)	吉岡町児童館	9:00~ 9:30
	大久保集落センター	9:45~10:10
	三津屋田端公会堂	10:20~10:40
	駒寄住民センター	10:50~11:10
	吉岡町消防団第二分団詰所	11:20~11:50
5月9日 (土)	小倉集会所	9:00~ 9:20
	吉岡町役場北駐車場	9:30~10:10
	木戸集落センター	10:20~10:35
	大久保集落センター	10:50~11:05
	駒寄住民センター	11:15~11:30
	漆原文化センター	11:40~12:00

狂犬病の予防注射は、一年に一回受けることが法律で義務付けられています。
また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要です。
町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。なお、登録済みで注射を済ませていない人には注射通知書が送付されますのでご持参ください。

犬の登録と狂犬病予防注射

愛犬家の皆さんへ



注射代金

新規 6,400円

(注射料2,850円、注射済票手数料550円、登録手数料

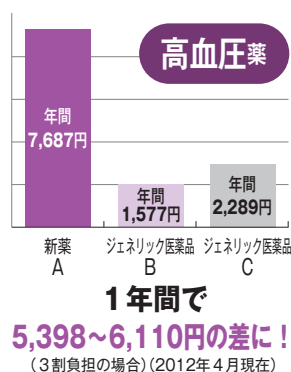
3,000円)

注射のみ 3,400円

●愛犬の死亡、住所異動などの場合は変更届出が必要です。

▼届出・問合せ先

町民生活課 生活環境室
☎ 26・2243 (直通)



どのくらい安くなるの？
1つの有効成分に対して、複数のジェネリック医薬品があります。表は、代表的な生活習慣病の薬代を比較した一例です。1つの薬を変えただけでこれだけ薬代に差が出ます。
複数の薬を併用している人や、長期間飲み続ける人ほど、家計の負担も軽くなります。

ジェネリック医薬品とは、低価格なうえ、安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことです。ジェネリックの使用は、薬代の節約だけでなく、年々増える国民医療費の節減にもつながります。
医師や薬剤師と相談しながら、薬代の負担を軽くしませんか？

服用中の薬を見直してみませんか？

入札経過・結果の情報

入札日 1月29日

工事番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格(税抜き)	落札金額(税抜き)	落札率	落札業者	主管課等
82	よしおか温泉リバートピア吉岡 予備用源泉ポンプ購入事業	漆原	6	2,530,000	2,460,000	97.2	藤田テクノ株式会社	財務課
83	平成26年度 高崎渋川バイパスに係る 小倉防火水槽撤去工事	小倉	5	2,620,000	2,150,000	82.1	森喜建設株式会社	町民生活課
84	平成26年度 社会資本整備総合交付金事業 吉岡町流域関連公共下水道枝線 国庫第6工区工事(溝祭地区)	大久保	5	2,180,000	2,140,000	98.2	坂東建設 有限会社	上下水道課
85	平成26年度 社会資本整備総合交付金事業 吉岡町流域関連公共下水道枝線 単独第7-1工区工事(駒寄台地区)	大久保	5	1,860,000	1,830,000	98.4	株式会社 大井組	